

令和5年度 箕輪町防災交流施設建設事業 備品家具購入
仕様書

1 概要

箕輪町では、多世代に渡る住民の居場所や活動・自己表現の場として、また、防災拠点及び避難所として箕輪町防災交流施設の新築工事を行っており、令和6年4月の開館を予定している。

建築全体のデザイン面との整合を図りつつ、住民が立ち寄りたくなるような空間と統一感のある備品家具の整備が必要となる。

本業務は、この整備に伴う上記要件を満たす空間デザイン及び備品家具の選定、調達・設置を行うものである。

※ 施設の基本的な考え方等については、別紙「箕輪町防災交流施設管理運営方針」及び「箕輪町防災交流施設基本計画」を参照すること。

2 納入・設置期間

令和6年3月23日から令和6年3月29日

※箕輪町防災交流施設建設事業建設工事の進捗状況によって変更となる場合がある

3 参加者の資格要件

別紙プロポーザル実施要領による

4 対象箇所

箕輪町防災交流施設 1階（防災倉庫、事務所スペースを除く）

対象となる備品家具の詳細は、別紙「箕輪町防災交流施設建設事業 備品家具設置計画図」（以下「設置計画図」という。）及び「備品家具参考一覧」を参照すること。ただし、選定する備品家具の形状、寸法、材質、数量等は、提案及びそれに基づく町による承認による。

5 選定、調達・設置について

(1) 備品家具の選定について

- (ア) 箕輪町防災交流施設の建築全体との調和するデザインかつ、6「施設のコンセプト」及び7「各コーナーの考え方」を満たす備品家具の選定を行うこと
- (イ) 1階フリースペース内の仕切りについては、施設の利用に応じて移動できるものとして、造作家具の設置を予定しており（本件対象外）別紙「造作家具イメージ」を参照し、これと調和する備品家具等の選定を行うこと
- (ウ) 選定する備品家具は、非固定かつ可動とすること

(2) 備品家具の調達・設置

- (ア) (1) に基づき必要となる備品家具を選定し、一覧にまとめること
- (イ) 町との協議を行い、調達する備品家具を確定させた上で調達を行うこと
- (ウ) 設置までのスケジュール調整を行うこと
- (エ) 設置にあたっては、搬入経路等に養生を施した上での搬入、設置、調整等を行うこと

6 施設のコンセプト (箕輪町防災交流施設基本計画にて制定)

(1) 災害時に対応できる施設『防災拠点・避難所』

- ・ 災害時を想定した機能性、収納、動線の確保
- ・ 防災訓練が実施できるなどの機能転換の汎用性

(2) 多世代に居心地が『快適な居場所』

- ・ 館内全域が開放的であると同時に利用者のプライバシーが相互に配慮可能な空間。災害時においてもプライバシー配慮可能
- ・ 滞在しやすい空間設計
- ・ お茶が飲める仕組み
- ・ にぎわいが創造され、それを許容できる空間

(3) 多世代に配慮した施設『多世代がシームレスに使える空間』

- ・ 内部の開放感と、外から中の活動の様子が見えやすい
- ・ ユニバーサルデザインを取り入れる
- ・ 災害時の有効性配慮
- ・ 管理者が利用者の活動を察知できる配置

(4) 将来ニーズに対応でき環境配慮した『将来的に使われる施設』

- ・ 利用する人のニーズに応えられる設備
- ・ 設備配管等、容易に維持管理できる仕組み
- ・ 周辺既存建物・状況に配慮した施設
- ・ 自然を感じられる明るい内外装施設
- ・ ゼロカーボンに取り組む町の施設としての設備

(5) 将来に向け持続的に使われる施設『にぎわいが創造されていく場』

- ・ 個人でも気軽に立ち寄れ、会話もできる空間
- ・ 打合せができたり、待ち時間に時間を過ごせる場所
- ・ 創作的活動に対応した部屋の構成

7 「各コーナーの考え方」

	考え方	備考
ラウンジ	施設の印象となる入口付近の空間であり、洗練されたデザインで、施設全体に暖かい印象をもたせる空間	
ギャラリー	展示を観覧しながら、ゆったりと過ごせる空間	
学習交流コーナー	誰もが利用できる打ち合わせや交流ができるオープンな空間。人数や配置等様々なニーズにも対応できる汎用性の高い空間	フリースペースを仕切り（造作家具）で区別けることにより各コーナーを作る。 施設の利用状況等に応じた配置転換を予定している。
キッズコーナー	子育て世代が気軽に集まれる・過ごせる空間	
AVコーナー	交流だけでなく、読書や学習などにも活用でき、ゆったりとした時間を過ごせる空間	
読書コーナー		
カフェコーナー1		
カフェコーナー2	フリースペースとは異なり、閑静な雰囲気を持しながらカフェの利用ができる空間	
授乳室	利用しやすく、暖かみのある空間	
カフェデッキ	建物外部（軒下）での利用しやすい空間	

※1階各コーナーはすべて飲食を可能とする予定であるため、メンテナンスや維持管理についても留意すること。

※各コーナーの床材等については、別紙「防災交流施設_内部仕上表」を参照すること。

8 成果物

下記について、紙媒体(ドッジファイル等にまとめること)及び電子媒体(Word、Excel、PowerPoint、PDF等)により提出すること。

(1) 調達する備品家具の一覧

各備品家具に関するメーカー名、型式(色番号を含む)、問い合わせ先を記載し、カタログ等を添付すること)

(2) 調達する備品家具の取扱説明書、保証書等一式

取扱説明書には、日常のメンテナンス及び清掃方法、汚れが生じた際のメンテナンス方法、その他注意事項についても記載すること。

9 その他

- (1) 町と定例的に打合せを行うとともに、建設工事の施工業者等との定例会議にも必要に応じて出席すること。
- (2) 備品家具の選定、調達・設置の実施に際しては町の指示に従うこと。
- (3) 調達・設置した備品家具について、町及び施設利用者の責がない損傷・故障（初期不良を含む）に対して1年間のメーカー保証又は設置者による1年間の修繕、交換等保証対応を行うこと。
- (4) その他詳細については、町と契約を締結する際に別途、協議する。